

これまで講じてきた施策の概要と  
検討の視点について(案)

平成20年10月10日  
知的財産戦略本部  
知的財産による競争力強化専門調査会

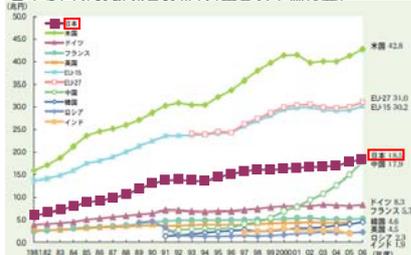
# 1. 知的財産の創造

## これまでの取組(主な成果)及び現状

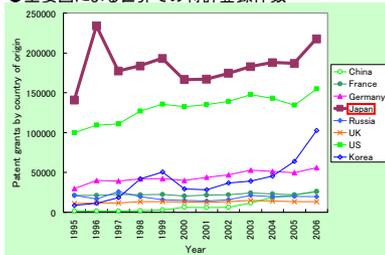
### <①大学、研究機関、企業における創造力の強化>

#### 我が国及び先進諸国における知的財産の創造活動の状況

●主要国等の研究費の推移(購買力平価換算)



●主要国による世界での特許登録件数



出所:平成20年版科学技術白書

出所:Statistics on Patents, 2008, WIPO

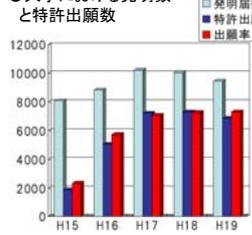
#### 知的財産の創造基盤の整備

- 研究開発税制を改正し、試験研究費増加のインセンティブ向上(2006年度)。
- 累次の税制改正により、大学等への寄付手続きを簡素化、所得税の寄付金控除の対象範囲を拡大(2003~2007年度)。国立大学等における寄付金収入は、556億円(2003年度)から759億円(2007年度)へ増加。
- 政府資金による委託研究開発から生じた知的財産権を受託企業等に帰属させる日本版パイドール制度の対象に「請負によるソフトウェア開発」を追加、措置恒久化(2007年度)。
- 大学等を対象に「特許・論文情報統合検索システム」の運用を開始(2006年度)、企業等も利用可能に(2007年度)。
- 政府資金による研究開発から生じた大学の知的財産権を他大学で円滑に使用するための基本的考え方を示した指針(2006年度)、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用に関する指針(2007年度)を作成。
- 産業技術の今後の展望や技術的課題を産学官で共有するため、研究開発成果が製品・サービスへつながる道筋や技術目標を示す技術戦略マップを策定し、以降毎年見直し(2004年度から)。

#### 知的財産の創造を重視した研究開発の推進

- 職務発明に係る相当の対価の定め方について規定する改正特許法35条が施行され(2005年度)、大多数の企業が対応し(2005年度、調査対象企業の92%が対応予定又は対応済み)、主要43大学は2005年度中に全て対応済み。
- JSTにより大学等の海外特許出願経費を支援(2003年度から)。

●大学における発明数と特許出願数

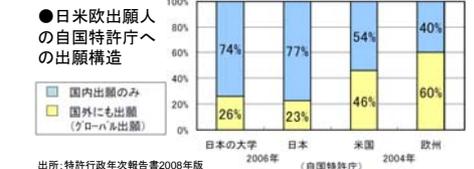


●JSTによる大学への海外特許出願支援件数



	件数	金額
共同研究	0.69%	1.17%
受託研究	0.40%	0.29%

出所:文部科学省



出所:特許行政年次報告書2008年版

### <②産学官連携による知的財産の円滑な事業化>

#### 大学等やTLOの体制整備促進

- 「大学知的財産本部整備事業」にて、大学等の知的財産の創出・管理・活用の基盤整備を実施(43件/54機関を採択、2003~2007年度、事業総額約132億円)。「産学官連携戦略展開事業」にて、国際的な産学官連携活動の強化等を実施。(戦略展開プログラムで55件/66機関を採択、2008年度)。
- 47の承認TLO(技術移転機関)が存在(2008年9月末)。
- 国立大学法人からのTLOへの出資、外部TLOの大学知的財産本部への統合等、大学とTLOとの連携が進展。
- 産学官連携、知的財産、利益相反の各ポリシーは、「大学知的財産本部整備事業」対象の代表43機関で整備済み(2008年4月現在)。
- 大学知的財産本部とTLOの連携、協力を促進する「大学技術移転協議会」が設立され、37のTLO及び36の知的財産本部が参加(2008年7月現在)。全国の産学連携実務者のスキル向上のため、毎年研修会を開催。
- 「大学知的財産本部整備事業」実施機関において特許関連経費は増加し、自己財源の割合は5割超。
- 大学等の特許出願件数、特許実施件数、特許実施料収入はそれぞれ増加。
- 京都大学は、iPS細胞研究に係る知的財産の管理体制を強化(2008年度)。

#### その他産学官連携へ向けた環境整備

- 大学における知的財産の管理や活用等のルールづくりを促すため、共同・受託研究のあり方等に関する報告書を取りまとめ、関係機関に周知(2005年度)。
- 教員の発明に関する権利を大学に帰属させる機関帰属原則の採用増(2007年度、国立大学法人の96%で原則機関帰属)。
- 産学官連携サミット(11月)、産学官連携推進会議(6月)を毎年開催。

#### 大学発ベンチャー

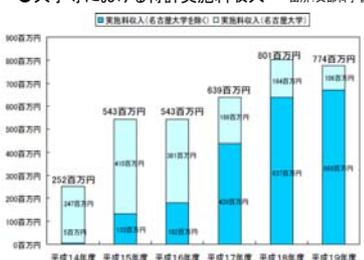
- 大学発ベンチャーの数が1773社に達する一方で、合併及び活動停止したものは150社(2007年度末時点)。単年度黒字化は3割以下。
- 国立大学法人等がライセンス対価として株式を取得することが可能であることを明確化(2004年度)し、同様に取得したストックオプションを現金化する過程でのその権利行使による株式取得が可能であることを明確化(2008年7月)。

●米国の大学等における知財関連活動の比較

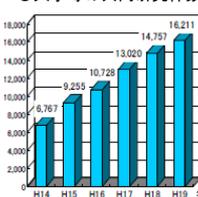
	日本(文科省・経産省調べ、2007年度)	米国(AUTM, FY2006)
機関数	知的財産本部等・承認TLO(重複除く) 204	155
特許取得件数	744件(2007年)	2,792件
実施許諾件数	5,538件	25,308件
実施料収入	11.6億円	12.5億ドル

注)日本の実施許諾件数及び実施料収入は特許権に係るもののみ。米国については特許権のほか著作権等に係るものを含む。日本の実施料収入に特許権のほか著作権等に係るものを含めた場合、28.1億円。

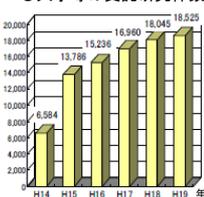
●大学等における特許実施料収入 出所:文部科学省



●大学等の共同研究件数



●大学等の受託研究件数



●大学発ベンチャーの設立と残存数 出所:経産省、AUTM FY2004 Survey

	設立累計	残存数	残存率
日本(~07年度)	1,923	1,773	92.2%
米国(~FY04)	4,543	2,671	58.8%

●参考(本年6月報道):

一部の国立大学等は、**インテレクチュアル・ベンチャーズ\***と提携。  
\*発明の創造に投資し、発明を資産として有効活用して運用することを目的とする米国のファンド。ファンド規模は計30~60億ドル。

## これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

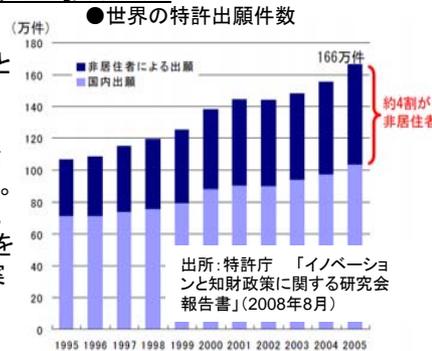
- 革新的イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分整備されているか。
- 知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現する観点から、大学の産学官連携組織やTLOについて、統廃合を含め抜本的に見直すべきではないか。
- 産学間の情報共有や人材交流等が不十分ではないか。
- 外国への特許出願、外国企業等との共同研究等、大学等の国際的展開を一層加速すべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何か。
- 産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているか。
- 大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。

## これまでの取組(主な成果)及び現状

### <①国際知財システムの構築に向けた取組の強化>

#### ○世界特許システムの構築

・「特許審査ハイウェイ」を我が国から諸外国に提案、実施。韓国、米国との間で、2007年度より開始(米とは、2006年度より試行)。独、英、デンマークとの間で現在試行中。  
 ・日米欧三極特許庁の間で審査結果の相互利用を拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を設置(2007年度)。  
 ・日米欧三極特許庁の間で共通の出願様式について合意(2007年度)。  
 ・2005年度以降、特許制度の調和に関する先進国会合を開催し、検討を進め、2006年度、先願主義への統一を含む骨子案をベースに条約草案の作成を行うことにつき合意。



#### ○アジア地域等における知的財産制度の整備

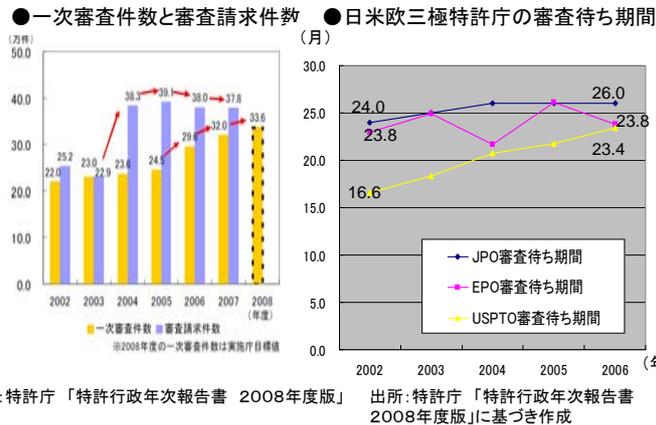
・知的財産に関する規定を含むEPAの締結を目指し交渉を実施。シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの間で発効済み。フィリピン、ASEANとの間で署名済み。スイス、ベトナムとの間で大筋合意済み。インド、豪との間で交渉中。  
 ・我が国の地名、品種名等が海外(特に漢字文化圏)で、第三者により商標登録されることを防止するため、各国に対し、商標制度・運用の改善を働きかけ。  
 ・各国の植物新品種保護制度の整備・調和に関する技術協力及び人材育成等を推進するための「東アジア植物品種保護フォーラム」を提唱(2007年度、ASEAN+3農業大臣会合)、第1回会合を2008年7月に東京で開催。

### <②知的財産の権利付与の迅速化>

#### ○特許審査処理の迅速化

2004年度、知的財産戦略本部において、特許審査待ち期間をゼロにするという最終目標を目指し、2013年に審査待ち期間を11ヶ月に短縮するとの長期目標を設定。

- 2004~2008年度まで、任期付き審査官を増員(約500名)。
- 2004年度の先行技術調査機関の登録制度を施行により、特許庁が先行技術調査を外注できる先行技術調査機関を拡大(2003年度1機関→本年度8機関)するとともに、外注件数を拡大(2003年度16.0万件→2007年度21.3万件)。
- 2006年度から、1年間の期限付きで、審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料を全額返還(取下げ・放棄件数:24087件、対前年比約3倍)。
- 無駄な出願・審査請求を減らし戦略的な権利取得を図る出願・審査請求構造改革を促すための企業経営者等との懇談会実施(2005年度~2007年度、延べ850社以上)。
- 早期審査(2~3ヶ月)の利用促進(2003年:4,566件→2007年:8,549件)。2008年10月からスーパー早期審査(1ヶ月以内)を試行。
- 審査請求件数が2004年度以降、高い水準を維持する中、一次審査件数は着実に伸び(2007年度:約32万件、対2003年度比:約140%)、2007年度の審査待ち期間を28ヶ月台にとどめるとの目標は達成(実績:28.3月)。



#### ○植物品種登録の審査期間の短縮

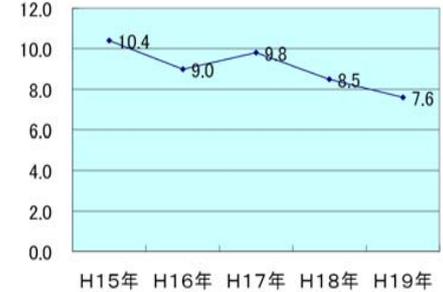
●平均審査期間(出願から登録までに要する期間、2005年度時点:3.2年)を2008年度までに2.5年に短縮すべく、品種登録迅速化総合電子システムの導入・稼働、審査官の増員(2003年度22名→2008年度33名)等を実施(2007年度実績:平均審査期間2.9年)。

### <③知的財産の安定性・予見性の向上>

#### ○紛争処理機能の強化

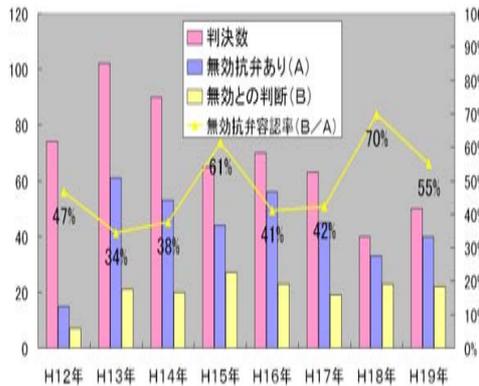
- 特許権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化。また、特許権等に関する訴えについて、5人の裁判官による大合議制を導入。(2004年度)
- 紛争のスピード処理、判決の予見可能性と技術等の知財に関する専門性への対応を高めるため、2005年度知的財産高等裁判所を発足。
- 「裁判所法等の一部を改正する法律」に基づき、特許庁において特許等の無効審判が請求された権利に関し、裁判所において侵害訴訟等の提起があった場合、特許庁が裁判所に対して必要な訴訟記録の送付を求めるなど、無効審判と訴訟との関係を整理(2005年度)。
- 審査の質・予見性の向上
  - 特許審査基準を定期的に点検する「審査基準専門委員会」を2008年度中に設置。
  - 特許文献と非特許文献をシームレスに検索ができるような検索環境の検討着手(2008年度)。
  - 特許出願に関し第三者が先行技術文献を特許庁に情報提供するコミュニティ・パテント・レビューを2008年度中に試行。

● 知的財産権関係民事事件の平均審理期間(知財高裁控訴審) 期間(月)



※ 平成17年3月31日までは東京高裁 出所: 最高裁判所行政局調べに基づき作成

● 特許権侵害訴訟(地裁)の判決の動向 (件数) (無効抗弁容認率)



※ 平成12年については、4月~12月のデータ。 出所: 「イノベーションの観点から最近の特許侵害訴訟の動向について考える」(独)経済産業研究所に基づき作成

### これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

- 世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化するべきではないか。
- アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。
- 早期審査、スーパー早期審査といった出願人のニーズに応じた取組が進められているところであるが、審査請求、審査件数の今後の見通しを踏まえれば、今後の審査処理の在り方はどうあるべきか。
- 知財高裁をはじめとした紛争処理手続きは、知的財産の安定性・予見性の向上の観点からみて、適切に機能しているか。

### これまでの取組(主な成果)及び現状

#### ＜④新技術等の知的財産の適切な保護＞

##### ○特許の保護

- 複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする「医薬発明」、医療機器自体に備わる機能を方法として表現した「医療機器の作動方法」を特許対象とする審査基準の改訂(2005年度)。
- 知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 ライフサイエンスPT」において、特許権の期間延長制度、先端医療技術の保護の在り方について議論。両者について、それぞれ、2008年度さらに検討予定。

##### ○実用新案の保護

- 実用新案の保護期間を6年から10年に延長するとともに、実用新案登録に基づく特許出願を可能化(2005年度)。

●実用新案登録出願数 出所：特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
新実用新案出願件数	8,778	8,587	8,155	7,983	11,386	10,965	10,315

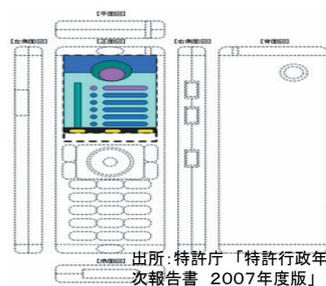
##### ○医薬品の試験データの保護

- 新医薬品の試験データを保護する期間を6年から8年に延長(2007年度)。

##### ○植物新品種の保護

- 登録品種の収穫物段階の権利侵害に対する罰則導入(2003年度)、永年性植物について25年から30年、その他の植物について20年から25年に、それぞれ育成者権の存続期間の延長(2005年度)、登録品種との種苗であるとの誤認を生ずる表示の禁止等(2007年度)。

●操作画面のデザインの例  
携帯電話機



##### ○デザインの保護

- 意匠権の存続期間を登録から15年から20年に延長、情報家電等の操作画面のデザインを保護対象化(2007年度)。

##### ○ブランドの保護

- 地域名と商品名からなる商標について登録を可能とする地域団体商標制度を導入(2006年度)。(2008年9月時点、登録査定件数406件)
- 商品販売に伴う付随的な行為(品揃え、接客サービス等)を商標法上の役務とみなし、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋等に対して使用する商標を役務商標として保護化(小売等役務商標制度、2007年度)。

●地域団体商標の例(出所：特許庁「地域団体商標2008」)

- 商標「十勝川西長いも」(帯広市川西農業協同組合)
- 商標「静岡茶」(静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合)

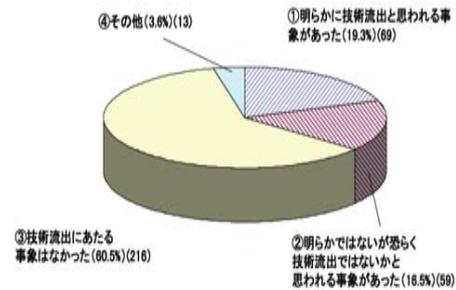


#### ＜⑤ノウハウの適切な管理(技術流出の防止)＞

- 製造技術や顧客リストの不正取得等に関する処罰(2003年度)、退職後に退職者が行った営業秘密の漏洩に関する罰則(2005年度)を追加する不正競争防止法の改正。
- 「技術流出防止指針」は2002年度に公表。「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を改訂(2006年度)、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」を公表(2007年度)。
- 企業の戦略的なノウハウ管理のために、先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を公表(2006年度)。
- 大学における輸出管理体制の整備や管理を促進するため「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を作成(2007年度)。
- グローバル化・情報化の進展による技術流出リスク増大に対応するための、技術情報等の適切な管理のための諸方策について、法制度的措置も含め、2008年度中に結論を得るべく、検討中。

●経済産業省アンケート調査結果(平成18年)

貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。

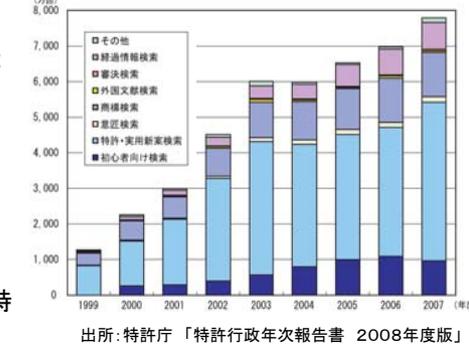


●35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

#### ＜⑥利用者の利便性の向上＞

- 特許電子図書館(IPDL)の機能を追加・向上(2006年度：審査書類情報の提供対象を拡大、2007年度：全文テキスト検索機能の追加)。
- 特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公開閲覧室に16台設置(2006年度)。
- 登録実用新案公報(2005年度より)、意匠公報(2007年度より)のインターネットによる公報の発行を開始。
- 2008年6月に、特許料、商標の設定登録料等の引き下げ。
- 2005年度から、特許出願等の手数料のインターネットを通じた納付の受付開始。2009年1月より、預金口座からの振替により特許料等手数料の納付の受付を開始予定。

●IPDLの検索回数の推移



出所：特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

●権利を10年間維持した場合の特許・商標関係料金比較

※特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料をもとに計算  
出所：特許庁HPIに基づき作成

	旧	新 (2008年6月以降)
特許	49万円	44万円
商標	13万円	7万円

#### これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

➢新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間の見直しは適切に行われているか。

➢不正競争防止法に基づく技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。  
➢ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

➢知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

これまでの取組(主な成果)及び現状

<①外国市場対策の強化>

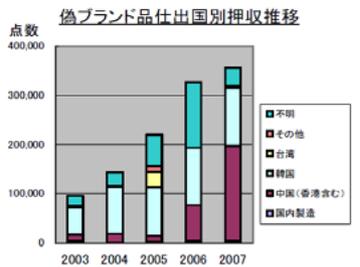
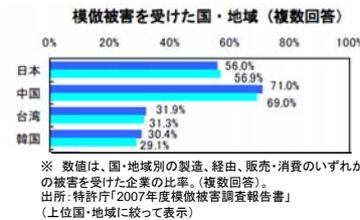
- 中国、台湾、韓国、タイの4カ国における模倣・海賊行為による日本企業の被害額推計値は、利益ベースで1.2兆円、売上高ベースで17.9兆円(2004年特許庁調べ)。模倣品・海賊版の世界全体の国際貿易額は2000億ドルと推計(2005年OECD調べ)
- 2003年度以降減少していた模倣被害率が、2006年度は23.0%となり、前年度より1.0%増加(特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」)。

○模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)

- 2005年度のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣(当時)から模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の必要性を提唱。本年7月のG8洞爺湖サミット首脳宣言に、本条約の実現に向けて交渉を加速化し2008年末までの交渉完了を追求する旨を明記。

○官、民の二国間の取り組み

- 2002年度以降、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを定期的に派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請。2007年度、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、知的財産権に係る問題について協議。
  - 日中経済パートナーシップ協議等、二国間ベースで閣僚レベルによる模倣品・海賊版対策強化等の要請(2003年度以降)。
  - 2004年度までに在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルを作成し、また、すべての在外公館に知財担当官を配置。
  - 2005年度、民間からの申立に基づき外国における侵害状況を調査し、必要に応じて政府間協議等を行う制度(侵害状況調査制度)を導入。
  - コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の制定したコンテンツ海外流通マーク(CJマーク)を活用し、中国、香港、台湾を対象に現地政府取締機関と共同で取締活動を実施。2005年度から2007年度までの間で455万枚の海賊版を押収。
- アジア諸国への協力
- アジア諸国を対象(中国を重点対象)とした国・地域ごとの、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」を策定(2005年度)。



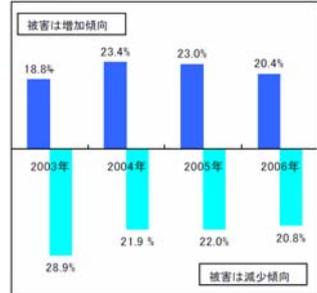
(資料) 警察庁「平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について」をもとに作成



<③国内取締りの強化>

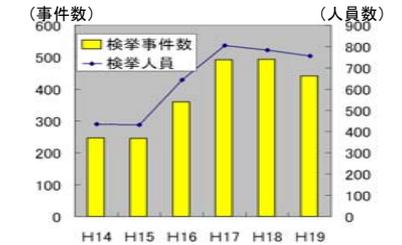
- 知財権侵害事犯による検挙件数は年々増加、2006年には過去5年間で倍増。近年は横ばい。
- 特許権、商標権、営業秘密、著作権、育成者権等の侵害に関して、刑事罰の上限を引き上げ(2006年度以降順次、特許の場合:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科、法人処罰に係る罰金刑を3億円)
- 不正競争防止法を改正し、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用(2005年度)。
- 上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行(2007年度)
- 国内での取締強化のために、商標権侵害真贋予備鑑定員制度(警視庁管内に17名:2006年度時点)、品種保護対策役(16名:2008年4月時点)を導入。

●日本企業の国内における模倣被害の増減傾向



※数値は、アンケート調査で「増減傾向」、「減少傾向」と回答した者のそれぞれの比率  
出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

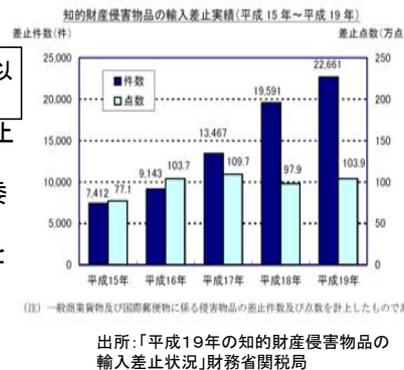
●知的財産権侵害事犯による検挙事件数と検挙人員数



出所: 警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて!!」に基づき作成

<②水際取締りの強化>

- 知財侵害物品の輸入差止件数は年々増加、2007年には過去5年間で3倍以上の伸び。輸入差止額は年間約385億円と推計(2007年)。
- 特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権侵害物品、並びに不正競争防止法違反物品につき、輸入差止申立制度を導入(2003年度から順次)。
- 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断のため、関係行政機関及び専門委員(学識経験者)への意見照会制度を導入(2003年度から順次)。
- 認定手続において税関が侵害物品の見本を権利者に提供し検査させることができる「サンプル分解制度」を導入(2005年度)。
- 税関が知的財産侵害物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執るよう通達に明確化(2006年度)。
- 輸出入取締制度(2006年度)、通過取締制度(2008年度)を導入。
- 認定手続き簡素化の観点から、一定期間内に輸入者から何ら意思表示されない場合、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みを導入(2007年度)。
- 差止申立手続き簡素化の観点から、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取扱うことを可能とする制度を導入(2008年度)。
- 税関の知的財産専任職員を増員(2003年度40名→2008年度77名)。



これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

➢外国市場対策として、多国間での枠組み作りとともに、官・民の二国間ベースでの取り組みを一層強化していくためには、さらに何が必要か。

➢水際、国内での取締りの強化は、成果を上げてきているか。

これまでの取組(主な成果)及び現状

<④インターネット上での対策強化>

●模倣品・海賊版のネット利用事犯の検挙数は年々増加、近年は横ばい。模倣品の発見契機としては、ネット事犯が店頭事犯を上回る(2006年)。

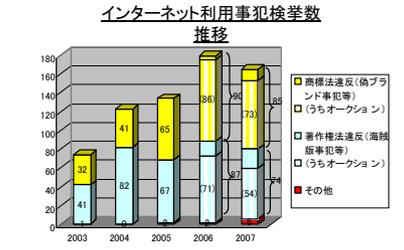
○ネットオークション対策  
●ネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を開始。

●2005年度、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立。同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書(2006年度)、2007年度活動報告が公表(2008年度)。

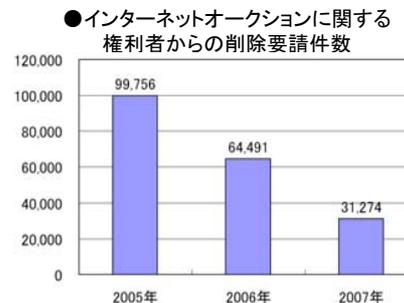
●上記対策の結果、ネットオークション事業者に対する権利者からの削除要請件数が年々減少。

○ファイル共有ソフト対策等  
●2008年5月、著作権団体と電気通信事業者が協同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を設立。

●2008年6月、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)と政府が合同で訪中ミッション(北京、上海)を派遣し、インターネット上における著作権侵害の違法アップロード問題の改善について、中国政府に申し入れるとともに、業界団体等と意見交換を実施。



出所：警察庁「平成19年上半年期における主な生活経済事犯の検挙状況について」に基づき作成



出所：平成19年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書



出所：日本レコード協会2006年11月調査に基づき作成

<⑤国民への啓発活動>

●関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。

出所：内閣府広報室、特別世論調査に基づき作成

	2004年	2006年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%
正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う	29.9%	29.8%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	10.3%	9.8%
公然と売っているのに、購入してもよいと思う	6.7%	5.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%

<⑥連携体制の強化>

●関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置(2004年7月)。これまでに5回の会合を開催し、相談対応体制、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)構想に向けた基本方針等を決定。  
●経済産業省製造産業局に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を開設(2004年度)。2007年末までに相談件数は804件(2006年度は308件)。

これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

➢インターネット上での模倣品・海賊版対策は十分か。特に、オークション対策以外のインターネット上の違法対策は不十分ではないか。

➢消費者の知財意識を高めるには、何が必要か。特に、若年層の知財意識は不十分ではないか。

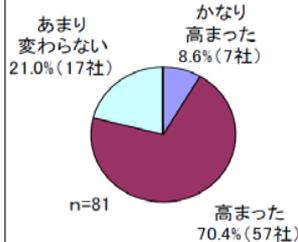
➢国内外対策、啓発活動に関して、省庁間で連携して一層強化して取り組むべき事項は何か。

## これまでの取組(主な成果)及び現状

### <①企業の知財戦略の高度化>

- 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略を推進すべく知財担当役員(CIPO)の設置を奨励(2006年度～2008年度)。
- 未利用知財の活用のため、定期的な棚卸しの推奨や保有資産の再評価を奨励(2007年度～2008年度)。
- 企業の知財戦略策定に資するよう「知財戦略事例集」及び「知的資産経営マニュアル」を公表(2007年度)。
- 移転価格税制上の運用の明確化を図るため「移転価格指針(事務運営指針)」及び「参考事例集」を公表(2007年度)。
- 知財報告書の開示を促進するため、「知的財産情報開示指針」(2004年度)、「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年度)等に基づき、2007年度は84社が知財報告書、知的資産経営報告書を公表。

(アンケート項目)  
貴社・貴業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識はより高まりましたか。



出所: 経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」(2008年3月)

年度	2004年	2005年	2006年	2007年
作成企業	13社	22社	61社	84社

### <②知財の円滑かつ公正な活用の促進>

#### ○独占禁止法と知財関連法の関係について

- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表(2005年度)。
- 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表(2007年度)。
- 知財分野における独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足。2002年4月から2008年3月末まで勧告3件、警告1件。

#### ○正当な権利行使の在り方について

- ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表(2006年度)。
- 知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 情報通信PT」において、パテント・トロール対策を含む正当な権利行使の在り方について議論し、報告書を公表(2007年度)。
- 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」において、パテント・トロール問題に対する政策提言を公表(2008年8月)。2008年10月以降に「特許権の適切な行使の在り方に関する検討委員会(仮称)」を設置し、2008年度中にガイドライン又は検討報告書を取り纏める予定。

パテント・トロール問題の前提・問題の所在  
 ■侵害部分対象製品に占める割合が小さいが、対象製品全体の製造、販売の差止となる。  
 ■権利者自らは実施していない。実施のつもりもない。  
 ■差止による相手方等の影響が極めて大きい。権利者は金銭を得るのみでその他の損害はない。  
 ■ライセンスが当初からの目的で権利を取得する。  
 ■既に大きな市場が形成された後の権利行使である。  
 (出典)美勢克彦「特許法における差止請求権のあり方」日本知的財産協会エンフォースメントPIプレゼン資料 2008/1

パテント・トロールの例としてよく取り上げられるケース  
 ■ワイヤレス通信端末の「ブラックベリー」を製造しているRIM社は、特許管理会社NTPに対して約650億円の賠償金を支払うことと和解した。  
 ■日本でも、電子部品に関する特許群を用いて、自動車会社など、電子部品メーカー以外の企業をもターゲットにして権利行使してくるケースが問題になっていると言われている。

出所: 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会報告書～イノベーション促進に向けた新知財政策～」(2008年8月)

### <③知財を活用した事業活動の環境整備>

#### ○技術移転・特許流通の促進について

- 工業所有権情報・研修館(INPIT)が実施している特許流通促進事業について、2008年3月末までに延べ954名の特許流通アドバイザーが派遣され、10,672件の契約が結ばれた。2007年末時点の経済インパクトは2,674億円(INPIT試算)
- 知財流通と知財を活用した資金調達の実態について国内外の調査結果を取り纏めた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」を公表(2007年度)。
- 特許法73条等の共有の規程が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を開始(2008年度)。
- 農林水産分野の知財の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築(2008年度)。
- 人材・ノウハウ・技術を組み合わせる新たなビジネスモデルを創設する仕組みとしてのイノベーション創造機構(仮称)の創設に向け、2009年度に500億円の予算要求を実施。

#### ○知財ファイナンスの強化について

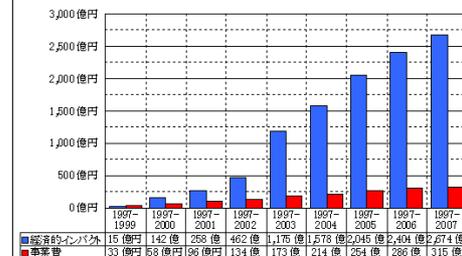
- 信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加(2004年度)
- 知財信託制度の活用メリットや事例を公表(2006年度)
- グループ企業内信託の申請書類のサンプルを公表(2007年度)
- 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件(2008年3月末)。
- 日本貿易保険の知財権等のライセンス保険の引き受け数は59件(2008年3月末)。
- 日本弁理士会知財価値評価推進センターにおいて、価値評価手法を検討するための特別部会を設置(2006年度)。

#### ○ライセンス保護の強化

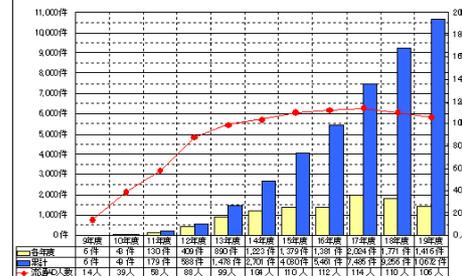
- 特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立(2007年度)。
- 通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が成立(2008年4月)。

#### ●特許流通促進事業の成果

(1) 経済的インパクトと事業費



(2) 特許流通アドバイザーの支援によるライセンス等の契約件数推移



出所: INPITホームページ

### これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

▶ 生み出された知財が経済価値の増大につながっているのか。  
 (未利用特許率は近年約50%で推移しているところ、未利用特許には、防衛目的や将来実施する可能性があるものも含まれていると考えられるが、それ以外の未利用特許の中には、自社で活用できないが他者にとって利用価値がある特許もあるのではないかと)

▶ オープン・イノベーションに対応した基盤整備の状況は十分か。  
 (独禁法と特許法とのバランスの在り方、アウトサイダー問題への対応(裁定通常実施権の在り方)、差止請求制度の在り方、当然保護(未登録の通常実施権の保護)制度の導入、共有特許(特許法73条等)の在り方等について)

▶ 企業、業種、大学の壁を越え、新たなビジネスモデルを創出する取組の強化が必要ではないか。

# 3. 知的財産の活用 (2) 国際標準化活動の強化

## これまでの取組(主な成果)及び現状

### 国際標準総合戦略

●イノベーションの促進、国際競争力の強化及び世界のルール作りへの貢献を図るべく、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」を決定(2006年)。

### <①産業界の意識改革>

- 経済産業大臣と産業界トップによる「国際標準化官民戦略会議」を開催(2006年)。
- 日本経団連が「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定(2007年)。
- 経営層等を対象とした各種シンポジウム、セミナーを開催。
- 標準化に関する成功事例等を含めたガイドラインを作成。

- ✓「事業戦略への上手な国際標準化活用のススメ」(2007年)
- ✓「ICT国際標準化推進ガイドライン」(2008年6月)

●事業戦略と標準化シンポジウム



出所: [http://www.ipnext.jp/event/houkoku/houkoku\\_detail0326\\_01.html](http://www.ipnext.jp/event/houkoku/houkoku_detail0326_01.html)

●国際標準化セミナー

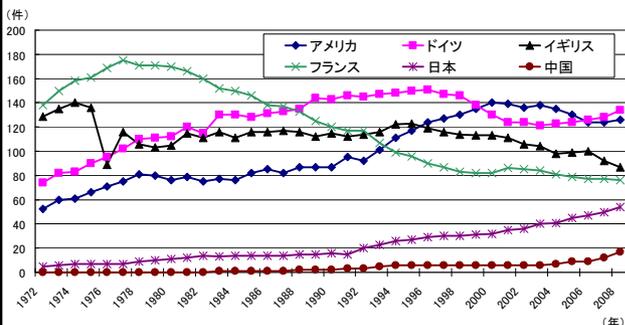


出所: [http://www.team-ogiwara.net/archives/2007/11/post\\_313.html](http://www.team-ogiwara.net/archives/2007/11/post_313.html)

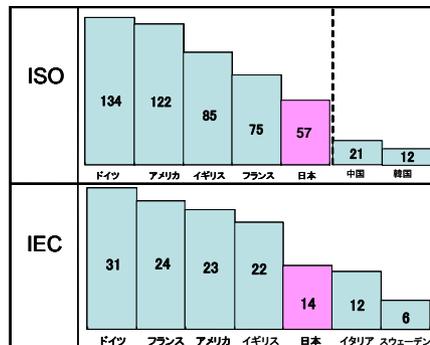
### <②我が国全体としての国際標準化活動の強化>

- 産業技術総合研究所、NEDO(標準化推進事業)や総務省(戦略的情報通信研究開発推進制度、国際競争力強化型研究開発)において研究開発と標準化を一体的に推進。
- 2007年10月のITU-R総会において6つの研究委員会(SG)のうち、1つのSGIについて議長ポストを獲得し、2つのSGIについて副議長ポストを獲得。
- 2007年、ISO/IECにおける幹事国を新たに5件引受け(幹事国引受数合計71件)。
- 国際標準に関する情報提供やアドバイスをを行うワンストップの相談窓口等の機能を有する「国際標準化支援センター」(2005年4月)及び「ICT標準化・知財センター」(2008年7月)を設置。
- 関係府省庁間の連携強化のため「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を設置・開催(2007年)。

●ISOにおける主要国の幹事国引受数推移



●国際幹事引受数の国別内訳(2008.7)



### <③国際標準人材の育成>

- 国際標準に関する内閣総理大臣表彰を創設(2007年)。
- 小学生から大学生・大学院生まで幅広く標準化教育を実施。
- 国際会議の経験豊富な人材を講師に迎え若手・中堅専門家の育成等を行う実践的セミナーなど各種セミナー・研修を実施。

●総理大臣表彰副賞



●学生の教育(2007年度実施のもの)

●英語による模擬国際会議

関西学院大	ビジネスソリューションとしての標準化
東京工業大	イノベーションと標準化
千葉大	標準化人材育成講座



### <④アジア等諸外国との連携強化>



- アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定(2007年)。
- ISOにおいてアクセシブルデザインに係る国際標準案5件を日中韓共同で提案(2007年)。
- 2008年4月よりISO/TC38(繊維)の国際幹事を中国と共同で引受け。
- アジア・太平洋地域の標準化活動に貢献し、これら地域との連携強化を図るため、2008年6月にASTAP(アジア・太平洋電気通信標準化機関)第14回総会を神戸にて開催し、NGN(次世代ネットワーク)等に関する共同提案の作成について作業計画が承認された。

### <⑤国際標準に関するルールづくりへの貢献>

- 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて「標準に係る特許権について裁定通常実施権制度により対応することの是非」について検討され、「早急な結論は出すべきではない」との結論(2004年)。
- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表(2005年)。
- 国際標準化機関における知財権のルールに関して日本から働きかけ、「ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー」及びそのガイドラインが策定。共通パテントポリシーについては2006年3月、ガイドラインについては2007年3月に運用開始。

### これまでの政策の評価及び今後の在り方に検討に当たっての視点

- 産業界の意識向上に関する産官の取組は十分か。
- 大学や研究開発型独立行政法人の任務として国際標準化活動を明確に位置づけ、職員の同活動への取組を積極的に評価する体制を構築すべきではないか。また、産業界においても国際標準化人材をより積極的に評価すべきではないか。
- 次世代を担う人材の早期育成・確保のため、企業等における人材や大学など高等教育課程の教育を重点的に行うべきか。長期的視点に立ち幅広く教育を行うべきか。
- 環境、安全、福祉や情報通信のように社会的に多大な影響を及ぼし得る技術分野を考慮し、国際標準に関わる特許権の権利関係を調整する対応策についての検討が必要ではないか。

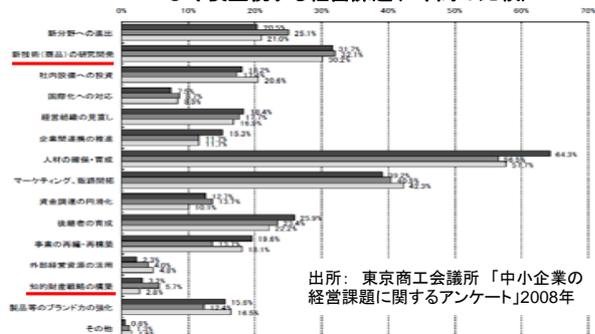
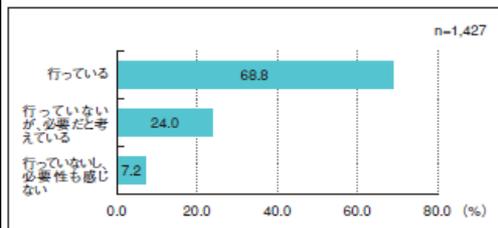
これまでの取組(主な成果)及び現状

＜①相談・情報提供機能の強化＞

- 2006年度に全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」と呼ばれる相談取次窓口が設置され、相談内容に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みを整備(2007年度の相談実績:3,118件)。
- 2007年の弁理士法改正に伴い「弁理士ナビ」への掲載情報を拡充。ニーズにあった知財に強い弁護士を選ぶことができるよう「弁護士知財ネット」を設立(2005年度)、「弁護士情報提供制度」を導入(2007年度)。
- 下請取引に関する法令上の留意点や望ましい取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別ガイドライン(素形材、情報通信機器等10業種)を策定(2007年度)。

●今後重視する経営課題(3年間の比較)

知財を意識した企業経営を行っているか



※調査対象:広域関東圏1都10県に所在する、過去特許出願を行っている中小企業

出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年

＜②負担軽減に向けた取組の強化＞

- 特許の取得・維持の負担軽減策
  - 出願料・特許料の引き下げ(2004年度)
  - 中小企業の負担感の強い10年目以降の特許料を重点的に引き下げ(2008年6月)
- 支援制度(先行技術調査、早期審査、料金減免等)の整備・利用拡大
  - 特許料等の減免措置拡充(2004年度)、手続の緩和(2006年度)。利用実績は10,194件(2007年度)。
  - 中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度を導入(2004年度)。利用実績は5,084件(2007年度)。
- 海外における支援
  - 外国出願助成制度
  - 海外における模倣品・海賊版被害に対する侵害助成制度(2007年度の採択実績:11件)

＜③知財を活用した経営の促進＞

- 信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加(2004年度)
- 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件(2008年3月)。
- 知財の専門家やコンサルタントから構成されるチームを一定期間集中的に派遣する事業を実施。

これまでの政策評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

➢中小企業の経営実態、ニーズに即した支援がなされているか。(中小企業に知財マインドをより浸透させるための方策、「知財駆け込み寺」等の支援機関の役割・評価、負担軽減策、中小企業の資金調達、支援人材の育成)

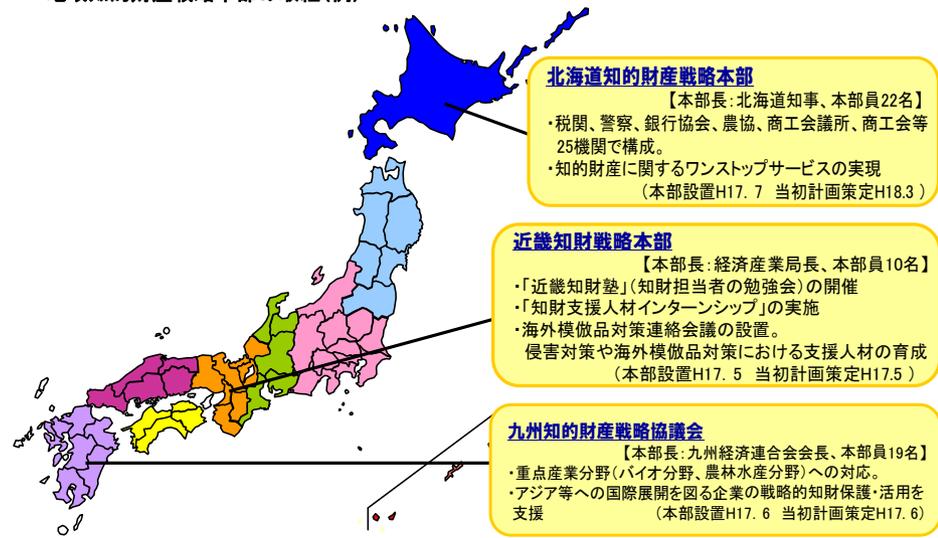
➢知的財産施策を実施する現場レベルで、中小企業政策担当者との連携は十分に図られているか。

これまでの取組(主な成果)及び現状

＜知的財産を活用した地域振興＞

- 地域経済産業局ごとに全国9ブロックで「地域知的財産戦略本部」を整備し、地域の産業や大学の特性をいかした独自の「地域知的財産推進計画」を策定。
- 30都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定(2008年3月)。
- 知的クラスター創成事業(第I期)を全国3地域で、第II期を全国9地域で実施。産業クラスター計画に基づき、全国で18のプロジェクトを実施。
- 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が施行(2007年度)され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援を実施(2008年7月末時点で10,922の地域資源特定、428件の地域資源活用事業計画認定)。
- 地域団体商標制度の導入(2006年度。2008年9月末時点で、406件登録)。
- 農林水産物や食品の地域ブランド化に取り組む地域に対し、コーディネータの派遣等を支援(2008年度から)。
- 「地域力連携拠点」(全国316箇所)等の関係機関が連携して、知財の事業化を図るための体制を構築(2008年度から)。
- 地域の基幹産業である農林水産業と連携して知財の創造・活用を促進するため、関係省庁が連携した取組(農商工連携:地域ブランド相談事業、セミナー共同開催等)を開始(2007年度)。

地域知的財産戦略本部の取組(例)



これまでの政策評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

➢知財を活用した地域振興には何が必要か。(中小企業政策関連機関、農業政策関係機関、地方公共団体等と地域知財本部との連携、産学官連携拠点の活用)

# 4. 人材の育成と国民意識の向上

## これまでの取組(主な成果)及び現状

### 知的財産人材育成総合戦略

- 10年間の知財人材育成の方向性を示す「知財人材育成総合戦略」を策定(2005年度)
- 同戦略の第1期(2005～2007年度)の評価を実施(2008年3月)

#### 評価の概要

- 人材育成の環境整備は進展、専門人材の数も増加。
- 「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換を開始。

#### 課題

- 知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材が不十分。大学・TLOにおいて、技術移転を含めた知的財産関連業務を担当する者の育成が不十分。中小企業において、知的財産関連業務を担当する者が少。
- 国民の間の知的財産マインドの広がり不十分。

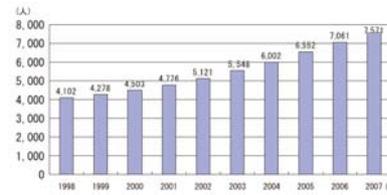
#### 第2期(2008～2011年度)の重点戦略

- 知的財産専門人材は経営・事業に関する知見を習得。経営・事業戦略に携わる人材は知的財産マネジメントを習得。
- オープン・イノベーションに対応するため、技術移転等を活用した事業の活性化を総合的にプロデュースする人材を育成。
- 国民全体に知的財産マインドが広がるよう、各学校段階に応じた知財教育を更に推進。

### <① 知的財産専門人材の育成>

- 弁理士試験の簡素・合理化(2000年弁理士法改正)を通じて弁理士の増加を図るとともに、質の向上を図るべく、実務修習制度と継続研修制度を導入(2007年弁理士法改正)。
- 東京理科大学と大阪工業大学に知財専門職大学院を開設(2005年度)。
- 知財法を選択科目とする新司法試験を開始(2006年度)。2008年度の試験では合格者2065名のうち知財を選択した者は309名(8つの選択科目中第3位)。
- 国家検定である技能検定制度において「知的財産管理」を対象職種として追加(2007年度)。
- 産学連携機関等での人材の受入れ及びOJTを支援する産業技術フェローシップ事業(NEDO)を実施。

●弁理士数の推移



出所：特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

### <② 知的財産創出・マネジメント人材の育成>

- 学部・研究科においてともに知的財産に関する授業科目を開設する大学が増加し、知財に関する知識を習得する環境を整備。
- 農業技術・経営に接する機会の多い普及指導員の資格試験において知財権に関する設問を2008年度から導入するなど、農林水産分野の知財人材育成を推進。

●知財に関する授業科目の開設

出所：文部科学省

	学部	研究科
2004年度	250	130
2006年度	295	162

### <③ 国民の知的財産意識の向上>

- PCや携帯端末等で視聴可能なように、知的財産権を題材とした教材やeラーニングを開発。
- 放送大学において知的財産関連科目の面接授業及び放送授業を開催。
- 高校生や大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施するなど、知財の創造・保護の体験教育を推進。
- 各地域で発明教室などの普及を促進。発明協会では全国47都道府県に202の少年少女発明クラブが設置され、9000名以上のクラブ会員が所属(2008年5月)。
- 中学校の美術、音楽、技術で知財教育が行われるよう学習指導要領を見直し(2007年度)。
- 先生が独自に工夫した知財教育を実践する知財教育推進協力校が約340校に到達。

### <④ 知的財産人材育成の官民挙げての推進>

- 7つの知財人材育成機関で構成される「知財人材育成推進協議会」を創設(2005年度)。
- 知財学会に、「知財人材育成研究分科会」、「知財教育分科会」、「知財人材マネジメント分科会」などを開設。
- 知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。
- 特許情報検索の実務能力を競い合う特許検索競技大会を実施。
- 知財人材の研修機関が教員の研修機関と連携して知財に関する研修を実施。

#### ●知財人材育成推進協議会のこれまでの活動

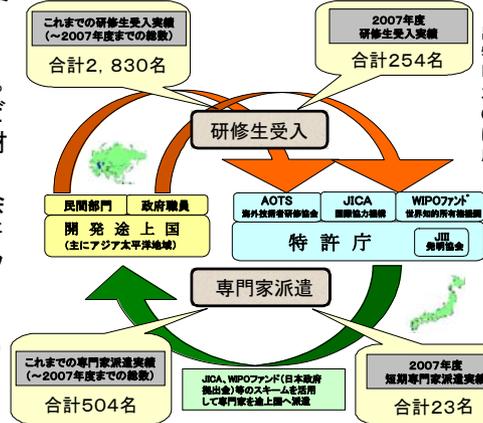
- 2006年 ・知的財産人材育成に関する提言
- 2007年 ・知的財産人材育成に関する提言  
・各機関へのリンクなどを含むウェブサイトの開設  
・人材育成の課題を議論しあう「知的財産人材育成シンポジウム」の開催
- 2008年 ・知的財産推進計画2008への提言  
・関係機関の役割と事業を情報発信する「知財人材祭」の開催

このほか、作業部会で情報交換や人材育成に関わる議論を実施。

### <⑤ グローバルな知的財産人材育成>

- アジア諸国を対象に、研修生の受入れ及び専門家の派遣を実施。各国の特許行政職員、著作権行政職員、取締担当官などが参加。
- 国際セミナーやWIPOの会合などにおいて、日本における知財人材育成や知財教育を紹介。
- 日中知財人材育成機関間連携会合の開催(2008年5月)など、研修機関間の国際的なネットワークを構築。
- 国際的に通用する知財専門人材を育成するべく、国際的な産学官連携の推進体制の整備を支援。

#### ●特許庁における人材育成協力



### これまでの政策の評価及び今後の在り方の検討に当たっての視点

- 創造・保護・活用の各段階を横断的に俯瞰し、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成が不十分ではないか。
- 地球環境問題、資源価格の高騰等グローバルな問題を俯瞰して社会のニーズを把握し、知的財産を戦略的に創造・保護・活用できる人材を如何に育成すべきか。
- 海外において我が国の知財を保護・活用するための人材は十分であるか。
- オリジナリティの尊重を学ばせる知財教育は十分になされているか。
- その他、創造、保護、活用分野のレビューにおいて必要とされる機能を実現する人材育成について検討が必要。